

令和6年度
汐留サ一 / 保育園
入園のしおり
(兼 重要事項説明書)



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

児 童 憲 章 (抜粋)

児童は、人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童はよい環境の中で育てられる。

児 童 福 祉 法 (抜粋)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

保育園とは

ご家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。

産休が明けた翌月の1日から小学校就学までのお子さんをお預かりしています。保育所保育指針や全体的な計画に基づいて一人ひとりのお子さんの個性を大切にするとともに、集団生活を通して心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を身に付けられるようにします。

<保育所保育指針>

厚生労働大臣より、保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定め、すべての子どもの最善の利益をまもるための一定の水準を定めた法令として制定。

(平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十七号 平成三十年四月一日から適用)

<全体的な計画>

保育園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう長期的な視点でたてられた計画。

目次

1 保育園の概要	P 1
2 嘱託医	P 4
3 開園日及び休園日	P 4
4 開園時間・保育時間について	P 4
5 利用者負担金	P 5
6 利用の変更及び終了について	P 5
7 保育の提供にあたり	P 5
8 職員の資質の向上にむけて	P 6
9 個人情報に関する事項	P 6
10 保育園での冷凍母乳の取り扱いについて	P 7
11 特別事業	P 8
12 臨時休園について	P 9
13 注意事項	P 9～10
14 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口	P 11～12
15 保育園の主な行事	P 13
16 保育園の一日	P 14
17 持ち物について	P 15～16
18 お散歩マップ	P 17
19 給食	P 18～20
20 健康管理	P 21～22
21 感染症について	P 23～24
22 保育園での与薬について	P 25
23 登園届	
23 病児・病後児保育室利用のごあんない	
24 緊急時・非常災害対応	P 26～28
25 利用者に対する保険・保障について	P 29
全体的な計画	

1 保育園の概要

汐留サーノ保育園

(開設日 令和4年8月1日)

住所 〒150-0013 港区浜松町1丁目1-11
TEL 03-6452-8944 FAX 03-6452-8966

社会福祉法人 寿広福祉会 理事長 中畷和子

住所 〒300-2706 茨城県常総市新石下 1031

TEL 0297-42-2300

保育理念

『共生』(違いを認め合い、支え合うこと)を理念とし、命あることへの感謝の気持ちを持つ。仕事などの社会的活動と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進し、子どもの最善の利益を考慮し、福祉の向上を図る。

保育方針

- ☆一人一人の子どもの心に寄り添い、個々の発達を踏まえた適切な援助を行う。
- ☆生活や遊びに基づいた具体的な体験を通して豊かな人間性と生きていく力を培う。
- ☆多くの人との関りの中で、人への信頼感や人権を大切にする心を育てる。
- ☆家庭と緊密に連携を図り、それぞれの家庭生活に配慮しながら子育てを支援する。

保育目標

- ☆心も体も元気な子ども
- ☆思いやりのある子ども
- ☆のびのびと表現できる子ども

1 保育園（保育室）の概要

(1) 入所児童定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	定員計
組名	つぼみ組	すみれ組	にじ組	かぜ組	そら組	うみ組	
児童定員	6名	14名	15名	15名	15名	15名	80名

(2) 職員の職種及び定数

園長	保育士 (主任含む)	看護師	保育員 (非常勤)	栄養士・調理員 (委託)	事務・用務
1名	13名	1名	9名	3名	3名

*港区の職員配置基準に基づいています。

<各職種の勤務体系>

園長	正規勤務時間	8時30分～17時30分
保育士	正規勤務時間	7時00分～20時30分
看護師	正規勤務時間	8時30分～17時30分
栄養士・調理員	正規勤務時間	8時00分～17時00分
事務員・用務員	正規勤務時間	9時30分～18時30分

*ローテーションにより、各職員の勤務日、時間帯は異なります。

*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(下記の業務は委託しています。)

業種名	委託会社	所在地
栄養士・調理員	株式会社日清医療食品	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー15階

3) 施設・設備

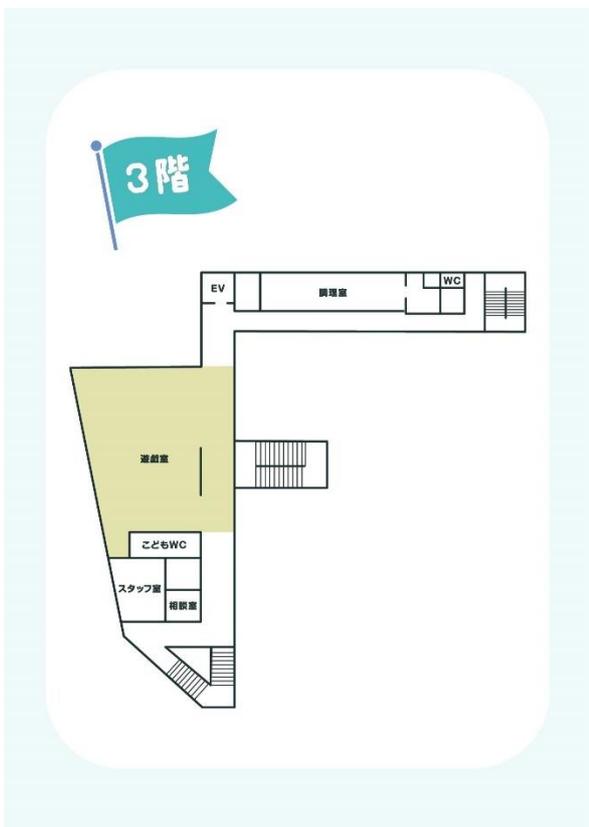
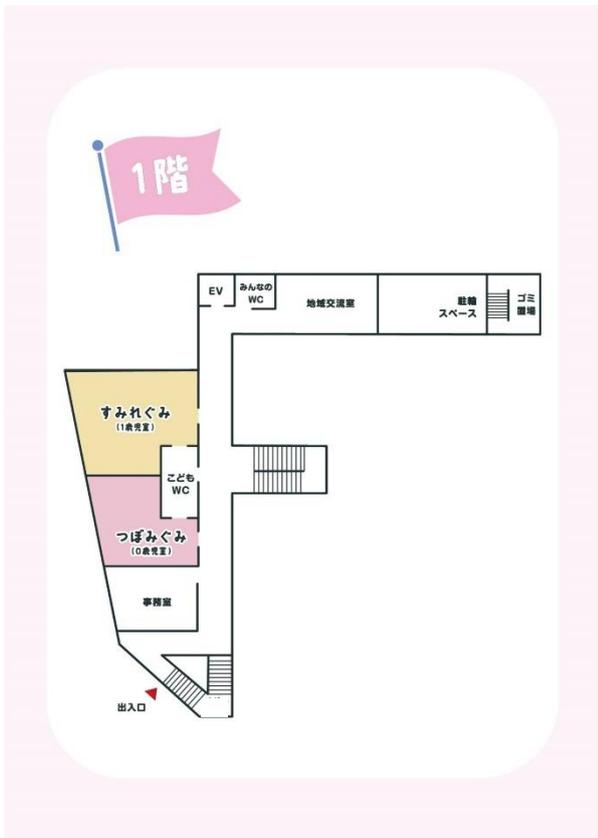
<施設>

敷地	敷地全体	674.26 m ²	園舎	構造	鉄筋コンクリート
	うち園庭	199.54 m ²		延べ面積	956.23 m ²

<主な施設内容>

内容	部屋数	備考
事務室	1室	1階
乳児室	3室	1階：つぼみ組（0歳児）すみれ組（1歳）
保育室	4室	2階：にじ組（2歳児） かぜ組（3歳児） そら組（4歳児）、うみ組（5歳児）、
遊戯室(プレイルーム)	1室	3階：運動遊び 集会 午睡
調理室	1室	3階：調理員休憩室・トイレを含む
トイレ	3室	1階、2階、3階
洗濯室		1階、2階
職員休養室	1室	3階：休憩室兼ロッカー室

<園舎図>*保育室の広さ等は、国、都及び港区の基準に基づいています。



2 嘱託医 <当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています>

(1) 内科医

医療機関の名称	恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院小児科
医院長名	小児科部長 浦島 崇
所在地	東京都港区芝浦1丁目16番10号
電話番号	03-6435-7300

(2) 歯科医

医療機関の名称	松岡歯科医院
医院長名	松岡 史郎
所在地	港区浜松町1丁目24番8号オリックス浜松町ビル1階
電話番号	03-6459-0996

3 開園日及び休園日

開園日 月曜日から土曜日

休園日 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

4 開園時間・保育時間について

7時15分～20時15分（土曜日は18時15分）

(1) 保育標準時間認定による保育時間

7時15分～18時15分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

（就労証明書にて提出されている時間に通勤時間を加えた時間やその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。）

なお、保護者が休みの場合の保育は基本保育時間（9時～17時）となります。

(2) 保育短時間認定による保育時間

月曜日から金曜日の9時～17時までの間で最長8時間となります。この保育時間以外に保育を利用した場合には、別途延長保育料が必要となります。

(3) 登園、降園の際は、コドモン登降園チェック（カードをかざす）をお願いします。

(4) 延長保育（保育標準時間認定の方が対象です。）

満1歳の誕生日を迎えたお子さん（完了食になってから）を対象として、保育標準時間認定の時間を超えた、延長保育を実施しています。

*実施日時 月曜日から金曜日まで18時16分～20時15分

*申込み（予約表に記入）は1か月前から当日17時00分まで（当日は電話受付可）

但し、補食（18時16分～19時15分まで）夕食（19時15分～20時15分まで）

が必要な方は当日の12時までご連絡いただくと用意できます。コドモンの保護者連絡ではできない場合があります。

*1時間単位で別途料金がかかります。

*キャンセルの場合には当日17時までに連絡が必要です。

(5) 土曜保育（7時15分～18時15分）

土曜日に保護者が就労のために保育が困難な場合、園で保育を行います。

勤務形態が恒常的に土曜勤務の方で、すでに就労証明書を区へ提出されている方以外は、原則、利用したい週の木曜日 17:00 までに土曜就労証明書の提出が必要になります。

(6) 慣れ保育について

入園直後の保育時間は、お子さんや保護者の負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れるよう、短い時間から始めます。

5 利用者負担金

(1) 保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢により決定します。毎年9月に保育料の算定ベースとなる区民税の年度を切り替えます。保育料は原則として口座振替払になります。内定書に同封された「港区保育園保育料口座振替依頼書」に基づいて金融機関で手続きを行ってください。

(2) 延長保育料

延長保育料の支払いについては、当園よりお知らせします。

6 利用の変更及び終了について

(1) 変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園とお住まいを管轄している各地区総合支所へ書類の提出等が必要になります。早めにまずは園にお知らせください。(各書類は当園にもありますが、港区公式ホームページからダウンロードもできます。)

(2) 終了

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ① 小学校へ入学したとき。
- ② 幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園するとき。(併用はできません)
- ③ 退職等により家庭で保育できるようになったとき。
- ④ 区外に転出し、区内に勤務地がないとき。
- ⑤ 3か月を超えて保育園を休むとき。
- ⑥ そのほか、利用の継続について重大な支障、困難が生じたとき。

お住まいを管轄している各地区総合支所へ届出が必要となります。

7 保育の提供にあたり

- ・ 保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。
(養護とは) 子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを助けることです。
(教育とは) 知識を伝えることだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味関心を引き出すことです。
- ・ 保育の提供に当たっては、保育所保育指針、全体的な計画をもとに、子どもの発達を見通した長期的な指導計画(年間・月)と、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的(週・日)な指導計画を作成し、それに沿った保育を実施していきます。
- ・ 一人ひとりの違いを大切にし、子ども自身の生活する姿や発想を大切にして適切な環

境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにします。

- ・一日の生活リズムや在園時間の異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮します。
- ・長時間の保育については、保育の内容や方法、環境などに十分配慮し、家庭との連携を密に図っていきます。
- ・日々の生活や遊びからの学びを中心とした教育を行います。
- ・多様な文化や価値感を背景にもつ子ども及び保護者が安心して園生活を送れるよう、それぞれの文化の多様性を尊重し、柔軟な対応、配慮を行います。また異なる文化に触れる機会を大切にし、文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。
- ・乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要であることから、この時期の発達の特性を踏まえ、身体的発達に関する視点（健やかにのびのび育つ）、社会的発達に関する視点（身近な人と気持ちを通じ合う）、精神的発達に関する視点（身近なものに関わり感性が育つ）の3つの視点で保育を構成しています。
- ・幼児クラスでは「小学校入学前教育カリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進し、小学校へ円滑に接続ができるようにしていきます。また、近隣の幼稚園・小学校と積極的に連携を図っていきます。
- ・保育園における新型コロナウイルス感染症対策については、「港区立保育園・認定こども園運営ガイドライン」に基づいて行っています。

8 職員の資質の向上にむけて

- ・保育の計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、改善（Action）というPDCAにより、保育を見直し、質の向上を図ります。
- ・保育園職員は、毎年の自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や区の研修を通して自己研鑽に努めます。
- ・保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めています。
- ・保育園のすべての職員に対して、子どもに対する不当な行為を禁止しています。国籍、信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛や子どもの人格を辱めるなど不当な行為から子どもを守り支えるために、「子どもの人権」の研修などを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せられており、港区子ども家庭支援センターと常に連携しています。

9 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「港区個人情報保護条例」に基づき適切に管理します。

- (1) 個人情報の使用に際しては、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上でお子さんの園生活において、必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりです

- ① 生活において、子どもが必要とする箇所（ロッカー・フック・靴箱等）や個人で使用する物（連絡帳、名札等）に名前や写真を掲示・記載します。
- ② 誕生児紹介・子どもの作品には名前や写真を使用します。

- ③ 行事や園での様子紹介、園便り、手紙などに、名前や写真を使用することがあります。
 - ④ 保育の記録として使用します。
- (2) 休日保育、年末保育を利用する場合、ほかの保育園へ転園する場合、およびお子さんの兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整や情報の提供を行います
- (3) 保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について
保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から就学小学校へ、子どもの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付すること」と定められています。園は年長児（5歳児クラス）の子どもについて「保育所児童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。
- (4) 緊急時において、病院その他の機関に対して必要な情報提供を行います。
- (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第15条に基づく積極的疫学調査を行う場合に名前や連絡先を使用します。この調査は、保健所等の行政機関が、感染症の発生した周辺状況等の情報等を収集するとともに、感染経路及び感染源等を推定し感染拡大の防止に役立てるもので、名簿作成により濃厚接触者を特定し、その対象が適切に検査や医療につながるすることができます。
- (6) 職員の守秘義務について
職員または職員であった者は、業務上知りえた園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、第三者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられています。在職の全職員については、年1回以上の研修を通して意識の強化を図っています。また、職員（非常勤を含む）、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書において確認しています。
- (7) 保育園での写真の撮影や情報管理について
- ① 保育園では、日常の遊びや生活の様子などの記録写真を撮影しています。
 - ② 写真は保育の記録や日常の様子を紹介する以外に、研修に利用する場合があります。
 - ③ 保育参観・保育参加では、写真（動画）撮影をお断りしています。お子さんとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いいたします。
 - ④ 誕生会、運動会、こども会など行事の際には、活動の妨げにならないようにご配慮いただいた上で、園の指定する条件での撮影をお願いします。
 - ⑤ その他、園内で撮影する場合には、事前に職員までご相談ください。
 - ⑥ 園内及び園の行事等で撮影した写真に、ご自身のお子さん以外の方が写っている場合もあり得ますので、個人のホームページ、ブログ、SNS等で使用することはおやめください。写真がインターネット上に流出し事件となるケースが報道されています。個人情報の管理や取扱いについては、各ご家庭で十分にご注意ください。

10 保育園での冷凍母乳の取扱いについて

1歳の誕生日前日までのお子さんで、母乳育児を希望される場合は、直接授乳の推奨と、冷凍母乳の預かりを行っています。冷凍母乳を希望される場合は、安全に提供するために、必ず事前に看護師または保育士が面接を行い、必要事項の聞き取り

と、預かりの手順ときまりをお伝えします。

保育園で冷凍母乳を取り扱う際には、適切な衛生管理のもと細心の注意を払っておりますが、母乳は、血液と同じ体液であり、「違うお子さんに冷凍母乳を授乳する」等の誤授乳が起こった場合には、母乳を介した感染のリスクがあります。万が一、誤授乳が起こってしまった際には、搾乳者、哺乳児の母及び哺乳児の受診、医師の指示に基づく採血による検査、結果の情報提供などの対応にご協力いただきます。

1 1 特別事業

(1) 保育園体験

在園児の保護者の方に保育園生活を体験してもらうことで、お子さんが日常的に過ごしている保育園の方針や指導内容などの理解を深めていただき、保護者と園が一緒に子育てを行っています。

(保育士体験・保育参加・公開保育・夏祭り・運動会など)

(2) 障害児保育

港区の保育園等では、心身に障害を有するお子さんに、適切な保育を実施し、健やかな発達を促進することを目的とし、障害児保育を行っています。

心理士・言語聴覚士・作業療法士・医師などが必要に応じて保育園を巡回し、保育のアドバイスをを行っています。

(3) 保護者向けカウンセリング

保育園カウンセラーが保護者の相談に応じ、家族の問題、子育てに関する相談を受けることで、育児支援を行います。(年度当初に日程を園内に掲示しますので、お申し込みください。)

(4) 病児・病後児保育

①病児・病後児保育室

在園児が病中又は病気の回復期などにあるために集団保育が困難な期間、港区病児保育室・病後児保育室にてお預かりします。

②訪問型病児・病後児保育 利用助成制度

在園児が病気により登園が困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用に要した費用の一部を助成する制度があります。

(5) 休日保育

休日に保護者が就労などの理由により保育が困難な場合、下記の指定園にて保育します。保育が必要な方は、利用希望日の前月の1日から9日前までに実施園へ電話にて予約をし、申し込んでください。

(実施園) ①神明保育園 5733-6822 ②たかはま保育園 5781-0255
③しばうら保育園 5232-1130 ④東麻布保育園 3584-3811
⑤芝浦アイランドこども園 5443-7337
⑥元麻布保育園 5422-7338

(申込み) 必要書類は当園にあります。予約が取れましたら、申込書類に必要事項を記載後、当園に提出してください。

(6) 年末保育

12月29日、30日の年末に保護者が就労の理由により、保育が困難な場合、区立保育園の拠点園において一時的に保育を行います。

拠点園や申込み方法については、毎年11月上旬に別途お知らせします。

(7) 余裕型一時保育

余裕型一時保育では、保護者の方々の理由は問わずに、在宅で保育されている0歳（4か月以上のお子さん）から就学前までのお子さんをお預かりします。

(8) 子育て支援事業

親子で保育園体験、園庭の砂場で遊ぼうなど子育て支援事業を進めます。

1.2 臨時休園について

(1) 大型台風の接近等に伴う臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせます。
※詳細は、「臨時休園及び運営再開の基準等」を参照してください。

この場合、遅くとも前日午後3時まで決定し、園から緊急メール配信（未登録者には個別電話連絡）によりお知らせします。

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園について

園児又は職員が、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合については、保健所による疫学調査結果が判明し、かつ施設内消毒を終えるまで臨時休園とします。その後の休園期間については、保健所による疫学調査結果を踏まえて決定します。

1.3 注意事項

- * 保育園には毎朝9時30分までに登園しましょう。また体調や都合で休む場合、登園が遅れる場合は9時30分までに連絡が必要です。
また、保育園への連絡はコドモンの保護者連絡ツールを利用されても大丈夫です。但し、当日の連絡は、朝9時30分までをお願いします。今後はお子さんの所在確認をするために、当日の10時までに連絡がない場合は、保育園より連絡させていただきます。（生活リズムの確立と園生活での遊びの時間の保障、給食の人数の確定などのため、ご協力お願いいたします）
- * 登園・降園の時には、保育士とお子さんの様子や連絡事項を伝え合ってください。
- * お子さんのけがや発熱時などは事前にいただいている「勤務状況届及び園児引取り者名簿」を基に、保護者へ電話連絡をさせていただきます。急なお迎えが必要な場合を想定し、日ごろから対応を確認しておきましょう。
- * 感染症にり患した場合、集団の健康を守り、感染の拡大を防止するため、区の定めた基準に従った上で登園してください。
しおりをよく読んで医師の指示に従ってください。また保育園には、必ず連絡をしてください。

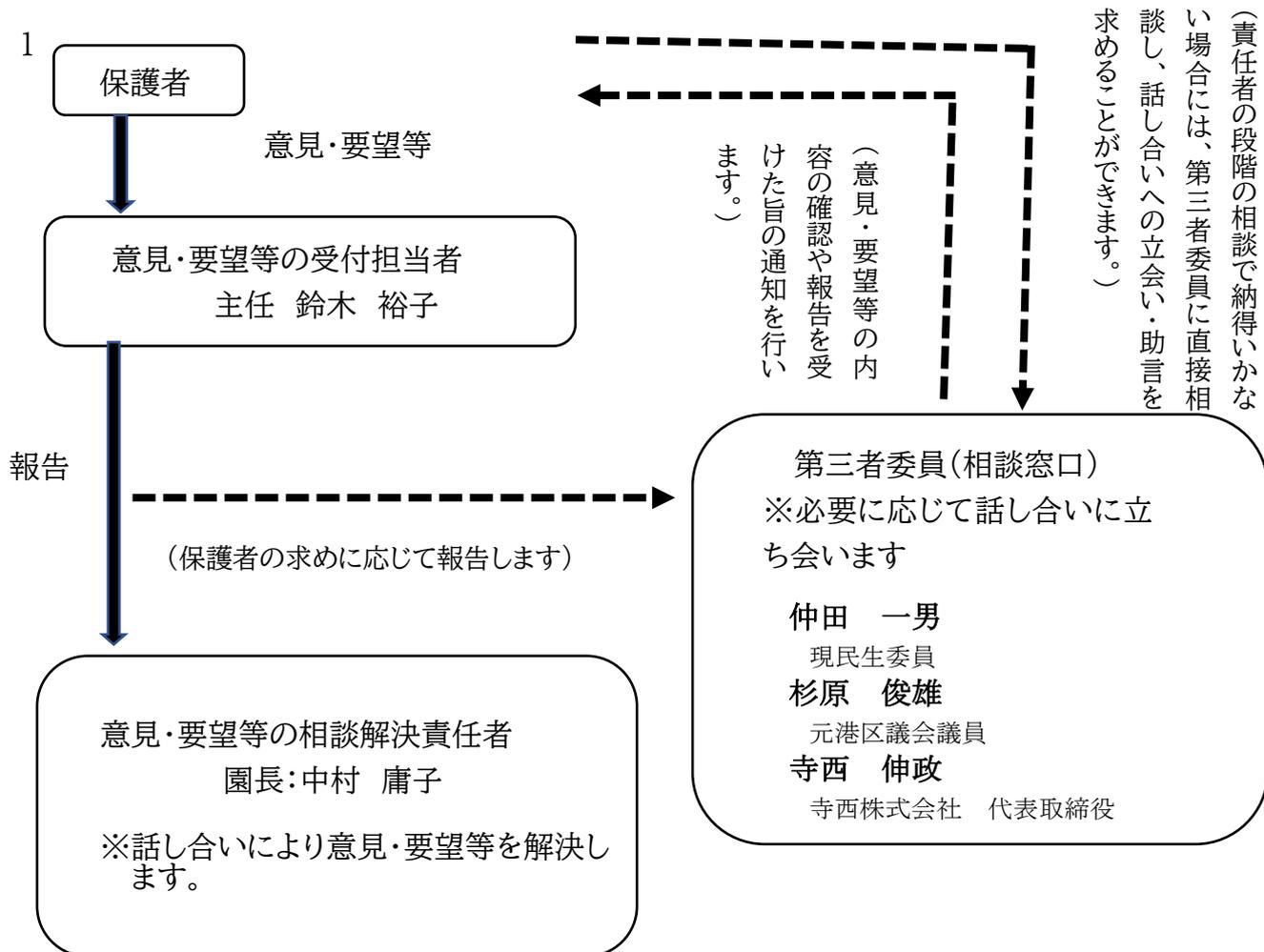
- * 園内の掲示物は必ずご確認ください。また書類等の提出物は期限を守りましょう。
- * 保護者以外の方がお迎えの場合には事前の連絡が必要です。
(安全確保のため、連絡のない場合には確認の連絡をさせていただきます)
- * 車での登降園は原則禁止です。やむを得ない場合は、必ず最寄りの駐車場を利用し、乗降時もお子さんの安全に留意してください。路上駐車や乗降、タクシーを待たせる等の行為は、通行の妨げや安全面からの問題により、行わないでください。
- * 交通安全については、十分ご注意ください。
- * 自転車で送迎される場合には以下のルール・マナーを守って使用してください。
 - ① ヘルメットを着用する。
 - ② 幼児座席を装着し、お子さんの足が巻き込まれないようにする。
 - ③ 自転車にお子さんを乗せたまま離れないようにする。
 - ④ 自転車を停める場合は、必ず、園内の指定された場所に停めてください。
 - ⑤ 当園は一時止置きです。
 (自転車は道路交通法上「軽車両」となっています。違反をすると罰則が科せられる場合があります。警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」より)
- * 園内のバギー置き場は場所が限られていますが、0, 1歳を優先してエントランスにバギーを置けるようにします。必要な方はご相談ください。
駐輪場のために裏の外門を
 - ・午前7時30分～9時30分 午後4時30分～午後6時15分の間オープンしています。
 - ・内門は電子錠(カードキー)で開閉することが出来ます。
- * 園の敷地内はすべて禁煙です。
- * アレルギー症状があるお子さんもいますので、食べ物は持ち込まないでください。
- * ご家庭のおもちゃは保育園には持ってきません。保育園のおもちゃで遊びましょう。
- * リュック、通園カバンのキーホルダーは、つけても一つにしてください。
- * 長い髪の毛はなるべく結んでください。結ぶゴムはシンプルなものを選んでください。
(飾りを拾って食べてしまう、友だちとぶつかって傷になってしまうことがあります)
- * 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘、活動はご遠慮ください。

14 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口

保育園以外にも、保育園や子育てに関する相談ができる窓口があります。お困りごとがありましたら、以下の相談窓口にお問合せください。

<p>保育園の運営や建物管理に関する こと</p>	<p>園内相談窓口 主任 鈴木 裕子 園内相談解決責任者 園長 中村 庸子 ●事業者相談窓口 社会福祉法人 寿広福社会 相談担当 中嶋 TEL 0297-42-2300 ●保育課運営支援係 (3578-2848)</p>
<p>保育園の入園や認定等に関する こと</p>	<p>●お住まいの住所を管轄している、各総合支 所区民課保健福祉係 (芝 3578-3161) (麻布 5114-8822) (赤坂 5413-7276) (高輪 5421-7085) (芝浦港南 6400-0022) ●保育課保育支援係 (3578-2441)</p>
<p>子育てに対する不安や悩みに関する こと</p>	<p>●子ども家庭支援センター TEL5962-7215 (港区子ども家庭相談ダイヤル) ●児童相談所 TEL5962-6500 ●港区立児童発達支援センター ぱお TEL 6277-3106</p>
<p>児童虐待に関する相談</p>	<p>●児童相談所 TEL0120-483-710 (港区児童虐待相談ダイヤル)</p>
<p>就学に関する事務手続き 特別支援に関する相談 (就学相談)</p>	<p>●学務課学事係 TEL 3578-2726~2729 ●教育人事企画課特別支援教育担当 TEL 5422-1543</p>
<p>その他</p>	<p>●第三者委員 仲田 一男 (現民生委員) 杉原 俊雄 (元港区議会議員) 寺西 伸政 (寺西株式会社代表取締役)</p>

ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口



15 保育園の主な行事

*保育園ではお子さんの成長発達に合わせて、いろいろな行事を行っています。

保護者参加の行事や保護者会は、園でのお子さんの姿を見たり知っていただき、育児の参考にしていただく内容となりますので、是非ご参加ください。

*詳細な日程につきましては「年間行事予定表」を、年度当初に配布しています。

また、社会情勢等により内容の変更や中止の場合も有りますので、ご了承ください。

月	保育行事	健康・その他
4	入園・進級祝い会 (新入園児保護者参加)	<健康関係> ・身体計測 (毎月) ・健診 0歳 月2回 1、2歳 月1回 ・全園児定期健康診断 (春・秋、年2回) ・歯科健診 (年2回) 全園児 ・尿検査 (年1回) 3,4,5歳児クラス ・視力検査 (年1回) 4,5歳児クラス
5	子どもの日	
6		
7	七夕会 夏祭り プール開き(プール、水遊び)	
	プール閉い(プール、水遊び)	
9	十五夜	
10	運動会(3,4,5歳児保護者参加)	
11	園外保育(3,4,5歳クラス)	
12	幼児生活発表会 (3,4,5歳児クラス保護者参加) クリスマス会	
1	新年祝い会	
2	節分会	<その他> ・保護者会 (クラス毎、春、冬年2回) ・個人面談 (年1回) ・保育参観・保育参加 (全クラス保護者・年1回) ・誕生会 (毎月) 3,4,5歳児集会 (5歳児のみ保育参観可) (0,1,2歳はお子さんの誕生日に行う) ・避難訓練・危機管理訓練 (毎月)
3	ひな祭り会 就学祝い会 (5歳クラス保護者参加) お別れ会	

16 保育園の一日

(季節と成長に応じて、時間に多少変更があります。)

時間	0歳児	1、2歳児	3、4、5歳児
7:15		《 順次登園	》
8:30		《 遊び 牛乳を飲む	》
9:00		(登園の早いお子さん)	年齢に応じた遊びや異年齢のかかわり
9:30	クラス活動	発達に合わせた	戸外活動や様々な経験
10:15	離乳食(初期)	小グループでの遊び	
10:30	(中期)		
	遊び		
10:45	離乳食(後期)		
11:00	食事(完了食) (乳児食)	食事	
11:30			
11:45			食 事
12:00		午 睡	食 事 食 事
			休 息
13:00			休 息 休 息
	授乳		
14:15	離乳食(初期) (中期)	(めざめ)	
14:45	おやつ(後期 完了・乳児)	おやつ 遊び	(めざめ)
15:00			おやつ
15:30	遊び		遊び
16:00	《	順次降園	》
17:15			
18:15	《	延長保育	》
19:15	《	ワンモア保育	》
20:15			

17 持ち物について

●園で用意（貸与）するもの→名前を縫い付けていただきます

- ①寝具（敷布団・コットベット・毛布）
- ②寝具カバー（敷布団・毛布用）各1枚
- ③帽子（園帽子を用意します。週一回の洗濯をお願いします。）

●入園時にご家庭で用意するもの

*集団生活の中で使用します。紛失や間違いを防ぐために、全ての持ち物（紙おむつにも）にわかりやすい場所に、大きく名前を記入しましょう。

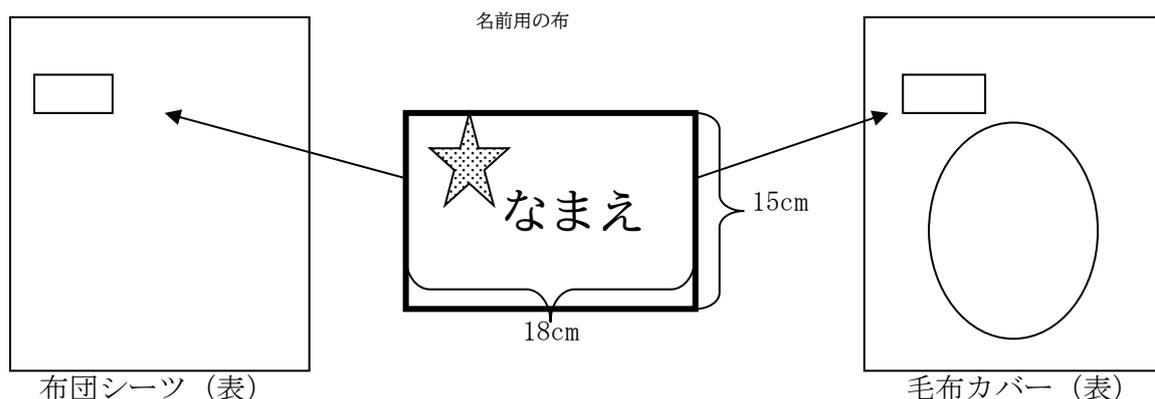
	品名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1	食事用エプロン (袖なし乾きやすい) ミルク用ガーゼ	2枚 2枚	2枚	2枚			
2	紙おむつ	7~10枚	7~10枚	5枚程度	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
3	おしりふき	2パック	2パック	2パック	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
4	着替え (肌着、上着、ズボン、 上下つなぎではないもの、靴下、パンツ)	3組程度	3組程度	3組程度	2~3組程度	2~3組程度	2~3組程度
5	洗濯物入れ袋 (エコバック) (バスタオル2枚が入る大きさ)	○	○	○	○	○	○
6	ビニール袋 1束 (25×35程度のもの)	○	○	○	○	○	○
7	登降園用リュック				○	○	○
8	上履き (1足) 週末持ち帰り洗濯 してください			必要に応じて	○	○	○
9	外履き (運動靴)	必要に応じて	○	○	○	○	○
10	水筒 (6月~11月)				○	○	○
11	バスタオル (4月~11月) コット用タオル フェイスタオル	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	必要に応じて ○	必要に応じて ○
12	ウェットティッシュ (ノンアルコール)	○	○	○	○		

- パンツをお貸しする時は、衛生面を考えて、新しいパンツをはいて帰りますので新しいものをご返却ください。
- 紙おむつについては、おむつ・おしりふき使い放題サービス「おむつん」を取り入れております。登録された方は必要ありません。

シーツ・毛布カバー・コット用バスタオルについて

園で用意し保護者へ貸与しますので、名前付けや毎週末のお洗濯はご家庭でお願いします。

○シーツ・毛布カバーの名前の付け方



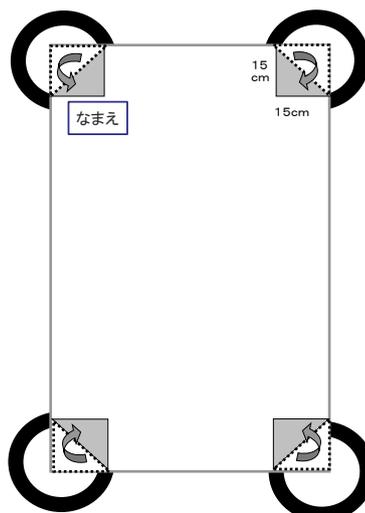
- * 名前用の布は各家庭で用意してください。(ハンカチ等も可)
- * 氏名はひらがなでわかりやすく、油性マジックで書くか、又は縫いつけてください。
- * 名前の布は必ず手縫いで取り付けてください。(退園・卒園時に名前の布は外していただきます。)
- * 毎週の洗濯に耐えられ、色落ちしないようなものにしましょう。
- * シーツは0歳クラス終了時、毛布カバーは退園、卒園時に各自クリーニングに出していただき返却していただきます。

コット用バスタオルの作り方(1, 2, 3, 4, 5 歳児クラス)

幼児クラスはコット(簡易ベット)を使用しますので、個人用のバスタオルをご用意ください。

バスタオルのサイズ 約60cm×115cm

- 1 バスタオルの四隅の角から15cmほどのところにゴムを輪にしてください。
(ゴムは35cm位の長さ、1.5cm～2.5cm幅の物が良いようです。伸びてきたらその都度取り替えをお願いします)
- 2 名前は左上に分かりやすく大きく記名するか、名前用の布を張り付けてください。
* バスタオルが大きい場合は、
折り返して縫い付けてください。
* コットタオルの購入ができます。
税込みで 2310円になります。
(保育園担当者にお声掛けください)



給 食

子どもにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。乳幼児期は特に、日々の活動も激しく、からだ小さくても多くの栄養を必要とします。

そこで保育園給食では、栄養のバランスを考えるとともに、マナーの習得や、楽しく食事ができるようにいろいろな配慮をしています。

給 食 の 目 標

- 食物に対する関心を高め、食べる意欲を育てる。
- 食を通して自分の体を守る力を伸ばせるように働きかける。
- 皆で楽しく食事をして、望ましいマナーを身につける。



保育園給食について

- (1) 給食は「昼食+おやつ」を基本とし、延長保育が必要な子どもには補食、夕食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。
- (2) 乳幼児は咀嚼や消化吸収、代謝機能が未熟なので、発育段階にあわせて給食を行っています。離乳食は5～6か月頃（初期）、7～8か月頃（中期）、9～11か月頃（後期）、12～18か月頃（完了）を目安にしています。
- (3) 保育園における給与栄養量の割合は、一日の給与栄養目標量のうち乳児は50%、幼児は40%を目標としています。
- (4) 新鮮な季節の食材を使い、素材の味を生かすため薄味にしています。
- (5) 乳幼児期は、細菌感染に対する抵抗力が弱いので、衛生管理には十分注意をしています。
- (6) 乳幼児の食事時間は30～40分を目安としています。

給食と家庭の食事

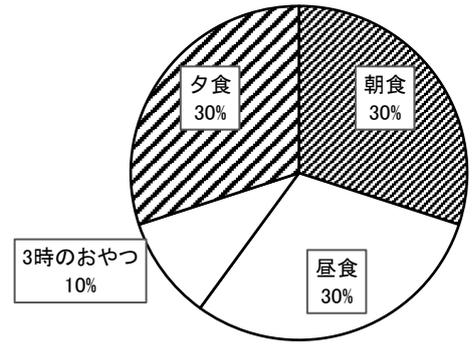
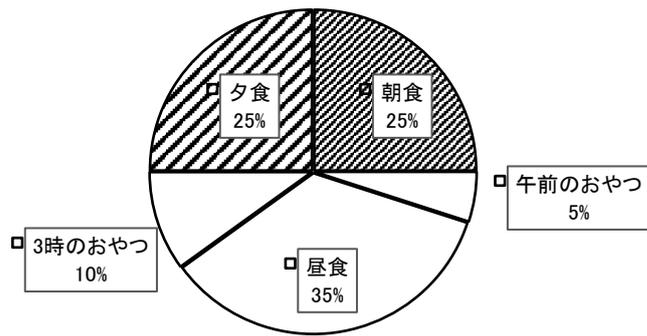
食事はできるだけ規則正しくとることが大切です。

次頁の図は、1日の食事のうち園と家庭との割合を示したものです。（色塗部分が家庭での食事）家庭の食事もバランスの良い物を工夫しましょう。特に朝食は、一日の生活のリズムを作り、意欲的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりとるようにしましょう。

1～2歳児は、保育園で午前のおやつに牛乳（50ml）を飲みます。

1～2歳児

3～5歳児



※毎月の献立表や配付物は、必ず目を通しましょう。

※毎日の保育園給食の内容は、保育園の展示食をご覧ください。

※保育園におけるアレルギーの発症を防止するため、給食で提供される食品を初めて食べること（初摂取）がないように献立表を確認し、自宅で数回試してください。

*一日の目安量

(単位：g)

働き	食品	1～2歳	3～5歳	めやす量
働く力や 体温となる	※ごはん	90～100g×3回	100～110g×3回	じゃが芋 1個 150g
	いも類	40	50	砂糖 小さじ1 3g
	砂糖	5	7	油 大きじ1 12g
	菓子類	20	30	
	油脂	10	12	
のえる からだの調子をとと	緑黄色野菜	80	80～100	ほうれん草 1把 200～300g
	淡色野菜	120	120～150	きゅうり 1本 100g
	海草	少々	少々	りんご 1個 280g
	果物	100	100	
からだをつくる	卵	30	40	卵 1個 50g
	肉	35	40	
	魚	35	40	魚 1切 80g
	大豆製品	40	50	豆腐 1丁 300g
	牛乳	300ml	250ml	牛乳 1本 200ml

※ごはん 100g (子ども茶碗1杯) と同じエネルギー量・食パン 8枚切1枚、ゆでうどん 100g、乾スパゲティー40g



食事発達のめやす表

区分	月年齢	食事発達のめやす	備考 ☆…調理形態 ★…年齢別ポイント
	4か月	チュッチュツ期（舌飲み） ・液体を飲むことができる	☆液体 ミルク、湯冷ましなど
離乳食	5～6か月頃 （開始期から初期）	ゴックン期（口唇食べ） ・くちびるを閉じてゴックンと飲み込む	☆ヨーグルト状やポタージュ程度
	7～8か月頃 （中期）	モグモグ期（舌食べ） ・舌と上あごでモグモグできるようになる	☆豆腐くらいの固さで、舌と上あごでつぶせる程度
	9～11か月頃 （後期）	カミカミ期（歯ぐき食べ） ・上下2本の前歯が生えそろう時期 ・前歯でかみ切り、歯ぐきでつぶすことができる	☆弾力のあるバナナくらいの固さで、歯ぐきでつぶせる程度
完了食	12か月～ 18か月頃	パクパク期 ・離乳の完了 ・スプーンを持って食べようとする	☆肉団子くらいの固さで、歯ぐきでかみつぶせる程度
乳児食	19か月頃～ 2歳	・スプーンやフォークを使い一人で食べられるようになる	★主食、副食、汁物が交互に食べられるように働きかけましょう
幼児食	3歳	・はしが少しずつ使えるようになる	★落ち着いて一定時間で食べることを習慣づけましょう
	4歳	・はしが使えるようになる。 ・友達と食べる楽しさを知ることができる	★食べる時の姿勢、食器の正しい扱い方を教えましょう
	5歳	・自分で量をコントロールすることができる ・マナーが身につく	★食物とからだのつながりを知らせ、好き嫌いなく食べることができるようにならせます

健康管理

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になります。

保育園の生活を通して、ご家庭と一緒により良い健康づくりをしていきましょう。

早寝・早起き

決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。

< 一日の睡眠時間（昼寝を含むおおよそのめやす） >

年齢	1歳未満	1～2歳	3～6歳
時間	13時間以上	12～13時間	10～12時間

登園する前に

ご家庭でお子さんの体温を測定し、体調に変化がないか全身状態をチェックしましょう。



< こんな時は登園を控えましょう >

・発熱や呼吸器症状が認められた場合

※ 解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

※ 解熱剤を使用した場合は、解熱剤使用后 24 時間ご家庭で様子をみてください。

・複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢や嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状が認められる場合

・急な発疹・発赤・腫れなどの皮膚症状が出ている場合

・水分・食事がとれない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている などの場合

・ご家庭で頭部打撲などの大きな怪我をされた時は、状況により登園を控えて頂く場合があります。

清潔

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。

入浴、洗髪、体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。

幼児は、まだ自分ひとりでは十分にできません。大人がしっかり援助してあげましょう。

(1) 石けんと流水による手洗い、うがいの習慣をつけましょう。

(2) 毎日入浴、洗髪をしましょう。

特に、洗髪はアタマジラミ感染防止のために子どもだけに任せず大人が確認しましょう。

(3) 手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。

(爪の角はひっかからないように整えましょう)



乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防のために

SIDSとは、元気だった乳児が前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、日ごろから次のようなことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

- (1) 寝かせるときは、ご家庭でもあお向け寝にしましょう。(医師の指導がある場合はそれに従いましょう。)
- (2) 妊娠中や乳児の周囲では、たばこを吸わないようにしましょう。
- (3) 睡眠中は呼吸を妨げないように環境を整え、十分な見守りをしましょう。

※ 保育園では睡眠中は呼吸状態などの観察を行い、異常の早期発見に努めています。

予 防 接 種

保育園など小さな子どもの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。予防接種で自己防衛するとともに、集団の防衛力を強化することにもなりますので、体調のいい時に積極的に受けましょう。



予防接種には、国が定期的に接種を勧める「定期予防接種」と受けた人が主治医と相談して有料で受けられる「任意予防接種」があります。ワクチンにはそれぞれ接種できる月齢や年齢があります。適切な時期に、速やかに接種するようにしましょう。

< こんなことに注意しましょう >

- (1) 予防接種を受けた時に、次は何をいつごろ接種すればよいか、接種スケジュールはかかりつけの医師と相談しておくといいでしょう。
- (2) 予防接種を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。
- (3) 接種後は副反応が出ることがあります。できるだけ、接種後は静かにして観察できる午後からの接種をお勧めいたします。また、接種後 30 分は接種会場で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

乳幼児健康診査

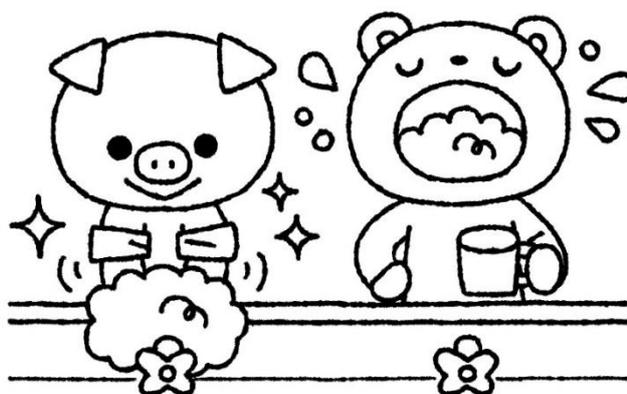
母子保健法に基づいて港区が乳幼児に対して行うものです。乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上では、とても大切な健康診査です。大切な子どもの健康を守るために、適切な時期に受けられるようにしましょう。また、健康診査を受けられましたら、必ず保育園にお知らせください。

感 染 症

A「医師の意見書」の提出が必要な感染症 ※「A 医師の意見書」は医療機関により有料の場合があります。

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 〔はしか〕	発熱とともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると、発しんが出はじめる。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。	9～14日	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発熱、頭痛、倦怠感、咳、のどの痛み	1～14日	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状者感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感などの全身症状を伴う。咳、のどの痛み、目の充血を伴うこともある。	1～7日	症状が有る時期(発症前24時間から発病3日程度が最も感染力が強い)	症状が始まった翌日から5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
風しん	発熱とともに、発しんが出て3～4日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。	14～21日	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消えてから
水痘 〔水ぼうそう〕	発熱とともに発しんが水疱となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴。	14～21日	発しん出現1～2日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 〔おたふくかぜ〕	発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛みがある。	14～21日	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結核	咳、痰、発熱が2週間以上続く	1ヶ月以上	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱 〔プール熱〕 アデノウイルス性咽頭炎	急に高熱がでる。咽頭炎、目の充血がひどい。	5～7日	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 〔アデノウイルス8型等〕	涙目、目の充血、目やにが多い(膿のような目やに)	2～14日	発症後2週間	医師により感染の恐れがないと認められてから(結膜炎の症状が消失してから)
百日咳	熱はほとんどなく、夜間に咳をするのが特徴。咳は一回出はじめると連続して出る。10～20回コンコンして、最後こヒューと息を吸う。乳児では無呼吸になることがある。	7～14日	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから

腸管出血性大腸菌 感染症 O157、O26、O111等 ベロトキシン産生大腸菌	激しい腹痛、頻回の水様便さらに血便。発熱は軽度	3～8日	便中に菌を排出している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎 サルモネラ・キャンピロバクター・ベロトキシン非産生大腸菌	激しい腹痛、頻回の水様便さらに血便。発熱は軽度	細菌により様々	便中に菌を排出している間	症状がないか、下痢などの症状が治まり全身の状態が安定してから
急性出血性結膜炎	急性結膜炎で結膜の出血が特徴	1～3日	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数月排出される間	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐が主症状	主に4日以内		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症				



B「保護者記入による登園届」が必要な感染症

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細かい発しんがでる。莓舌、口角炎がある。発しんのあと、皮膚がむける。	2～5日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	抗菌薬内服後24～48時間経過していること 治療の継続をしていること
マイコプラズマ肺炎	乾いた咳が徐々に湿った咳になり次第に激しくなる。	14～21日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状で始まり、手のひら、足のうら、口の中、ひざ、ひじ、お尻などに水疱性の発疹が出る。	3～7日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 リンゴ病	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。上肢・下肢にレース状、網目状の発疹がでることもある。	10～14日	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・ 腸管アデノウイルス等	下痢・嘔吐・発熱等を主症状とするが、だるくなるなど全身症状が悪くなりやすい。	原因により 様々 1～3日	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排している)ので注意が必要	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。不機嫌、食欲不振になる。	3～6日	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排している)ので注意が必要	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス 感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴(ゼコゼコ)呼吸困難など。	2～8日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状がなくなり、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	小さい水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れ、体の正中を越えない。	不定	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	突然高熱が2～3日続く。解熱後、細かい発しんが出て、2～3日で消える。	約10日	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫さされ、湿しんなどをかきこわし細菌感染し、周囲の皮膚に広がる。かゆみが強い。	2～10日	水をもった発しんがある間(効果的な治療開始後24時間)	治療を開始後、発しんが乾燥しているか、おおえる程度のものであること
アタマジラミ	多くが無症状であるが、頭をかゆがることがある。	10～14日	発症から数日間	駆除を開始していること

- ※ 感染症にかかった時は、集団の健康を守るために保育園への登園はできません。
- ※ 登園の際は感染症の内容に応じて「A 医師の意見書」または「B 保護者記入による登園届」の提出が必要です。
- ※ 感染防止の観点から、嘔吐・便・尿・血液等の体液で汚れてしまった衣類等は、ビニール袋に密封してお返しいたします。
- ※ 家庭内で感染症が発生した場合も、必ず保育園にお知らせください。
- ※ 感染流行阻止のため、保健所から登園について指示が出ている場合は、それに従ってください。
- ※ 子ども・家庭・教育>子ども・家庭>保育園>保育園に在園されている方へのごあんない>申請書ダウンロード>令和年度>入園時、入園後の提出書類>3 その他

保育園での与薬(薬を飲ませること)について

保育園での薬の取り扱いについて、日本保育園保健協議会で決定された内容に沿って行っています。
以下の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

薬に対する基本的な考え方

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行うことができません。

主治医からお子様へ処方された薬は、保護者の方が責任を持って行うものです。

風邪など急性期で受診し、薬を処方された場合や、気管支拡張剤など皮膚に直接貼る薬が処方され、登園が可能な場合は、以下について必ず医師にご相談ください。

- 1 保育園に何時から何時までいること、保育園では原則として薬の預かりができないことを話し、家庭で服用できる様に処方することは可能かどうか
- 2 保育園での誤飲事故の防止のために、内服薬の処方に変更すること、あるいは登園直前に除去をし、帰宅後に貼付する対応でも可能かどうか

保育時間内の薬の服用なしでは健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合に限り、相談に応じ保護者の方に代わって保育園職員(看護師・保育士)が与薬を行います。

〈 与薬できる薬について 〉

- 1 長期にわたり保育時間内に薬の服用が必要とされ、健康な日常生活を行う上で欠かすことのできない薬
- 2 以下のいずれかに該当する場合
 - ① 心臓・腎臓などの慢性疾患
 - ② 熱性けいれん、その他のけいれん性疾患、アレルギー性疾患などの薬
 - ③ アトピー性皮膚炎などの慢性皮膚疾患などの軟膏類
 - ④ その他医師が必要と認めたもの
- 3 必要に応じて診断書の提出をお願いする場合があります

保育園で薬をお預かりする時の注意事項

- 1 保護者の方から「薬・連絡票」を提出していただきます。「薬・連絡票」は港区の方針をご理解いただいた上で、なお保育園での与薬が必要と医師が判断されたものに限り、薬の内容が変更された時は再提出をしてください。
- 2 できるだけ「薬剤情報提供書」を一緒に提出してください。
- 3 主治医の処方したものに限り、また、保護者の方が既に何回か使用したことがあるものに限り、(市販薬は対応致しません)
- 4 薬は1回分ずつに分けて当日分のみ持参し、すべての薬袋・容器等に名前を記入してください。また、必ず保育園職員に直接手渡してください。
- 5 保育園での与薬が決定した場合、保育園職員の指示に従ってください。ご不明な点については、保育園看護師にご相談ください。

A 医師の意見書

(あて先)

保育園長

園児名

病 名

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 年 月 日 から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育園受取 年 月 日 印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、下記の感染しやすい期間を考慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご判断くださいますようお願いいたします。感染症が回復し登園できる日が決定した段階で「医師の意見書」の記入が可能となります。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前の7日から後7日間くらい	発しんがきえてから
インフルエンザA型・B型	症状がある時間（24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状者感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過してから
水痘（水ぼうそう）	発しんがでる1～2日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス性咽頭炎	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎（アデノウイルス8型等）	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等 ベロトキシン産生大腸菌)	便中に菌を排泄している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎（サルモネラ・キャンピロバクター・ベロトキシン非産生大腸菌）	便中に菌を排泄している間	症状がないか、下痢などの症状がおさまり全身の状態が安定してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症		

B 保護者記入による登園届

(あて先)	
保育園長 _____	園児名 _____
_____年 _____月 _____日に _____医療機関名 _____において	
_____病名 _____と診断されました。	
病状が回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたします。	
_____年 _____月	
_____保護者名	_____印又はサイン

保育園受取 _____年 _____月 _____日 印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園してください。

なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	全身の状態が良く抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前後	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・腸管アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発しん前急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	乾燥していない発しんがある間	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること（かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる）
アタマジラミ	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症		

保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

出席停止の日数の数え方について

「発症した後5日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱等」の症状が現れたことを指します。

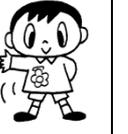
発症した日（発熱等が始まった日）は含まず、翌日を第1日目と数え、5日目までお休みをします。

「解熱した後3日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から1日目と数え、3日目までの3日間をお休みします。

※発熱・解熱の体温に関する一律の基準はありません。個々の平熱に応じて、個別に判断します。子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。

熱の経過やその他の症状等、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

		原則として5日間は登園不可							
	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
〈例1〉 発熱2日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
〈例2〉 発熱4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目			

緊急時 ・ 非常災害対応

【 緊急時対応 】

お子さんの様子が急変したり、怪我や事故等の緊急事態が発生した場合には、事前にいただいている「緊急引き取り者名簿」を基に、保護者の指定する緊急連絡先や医療機関へ速やかに連絡を行います。なお、連絡がつかない場合や緊急を要する場合には園の判断において救急(119番)へ連絡をいたします。

*搬送先の病院によっては、受診の際に選定療養費・時間外選定療養費を負担していただくことがあります。金額は医療機関によって異なります。ご理解、ご了承をお願いします。

○「緊急メール配信」サービス

港区では災害時や緊急時、園内の行事等に関して急な連絡の必要がある場合に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区または保育園から安否情報や緊急情報を配信するとともに、登録者にアンケート形式で返信を求めることで、「迎えの可否」などを確認するメール配信サービスを実施しています。(一斉配信ですので、園児一人ひとりの安否情報等を提供するものではありません)

◇配信する情報

- ・地震等の災害発生:引き取り確認、避難情報等
- ・臨時休園等の情報:大型台風、新型コロナウイルスによる臨時休園や再開情報等
- ・不審者の出没:注意喚起情報等
- ・不慮の園内の災害や流行性の疾患などの情報
- ・行事の実施連絡:運動会の中止や変更などの情報

◇登録方法

- ・園ごとのIDが必要となりますので、別紙を参照し、登録してください。

◇訓練

- ・メール配信訓練 年に1~2回、保育園からメール配信訓練を行っています。

○防犯対策

- ◇不審者訓練 年に1~2回 警察と連携して不審者対応訓練を行います。

○「災害用伝言ダイヤルについて」(NTT東日本)

- ◇大災害発生時に安否確認、避難先の情報は災害ダイヤル171も使用します。
「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の再生を行ってください。

保育園の電話番号は 03-6452-8944 です。

【 災害対策対応 】

港区では、保育園など、子どもが多数滞在する児童施設において「児童施設災害時行動マニュアル」を作成し、児童施設の特性を踏まえ、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの安全確保、避難誘導、情報連絡、子どもを安心させる各種支援のあり方、地域との共助の必要性等についての行動要領をまとめています。さらに、施設特性(児童施設の種類・特徴)、地理的特性(海拔・立地条件)、地域特性(住宅・商業地域、周辺道路・建物状況)などの違いも踏まえ、施設ごとに「個別施設編」を作成しています。保育園では、定期的に災害等を想定した訓練を実施し、防災意識を高めるとともに、子どもの生命と安全の確保を最優先とした迅速で適切な行動がとれるようにしています。また、マニュアルは常に見直しを行い、適切な行動を検証し、災害対応力の強化に継続的に取り組んでいます。

○訓練(地震・火災・津波・複合型など)

◇毎月1回、園児と一緒に実施しています。

◇年に1回は保護者の方に、引取り者訓練などを送迎時に実施しています。

その他、訓練が実施された場合には是非ご参加ください。

○避難について

◇汐留サーノ保育園のある地域は、「地区内残留地区」に指定されています。

保育園は建物の安全性が確認できた場合は、施設内の残留を最優先とします。

周辺で火災が発生し、延焼被害が想定される場合や、強い余震が続き園内での落下物等による被害の恐れがある場合は、保育園園庭に一時的に避難します。

施設内部での火災の発生や建物の損壊など施設内にとどまることが危険と判断される場合は、芝公園に避難します。

避難先については、緊急メール配信システム、園舎入り口への掲示等でお知らせします。

○園児の引き渡しについて

◇園児は、原則として直接保護者に引渡します。

◇保護者が来られない場合は、緊急引き取り者名簿の代理人を確認の上、引き渡します。

◇必ずクラス担任との確認を済ませてからお引取りください。職員に無断で園児を連れ帰ることのないようにして下さい。

○引き渡し場所

◇可能な限り保育園で行います。

◇防災機関からの避難命令、または、園が火災で被害を受けた場合には、芝公園にて行います。

◇避難移動中は原則として、子どもの引渡しはしません。ただし、保護者に事情のある場合は、誘導責任者に申し出てください。

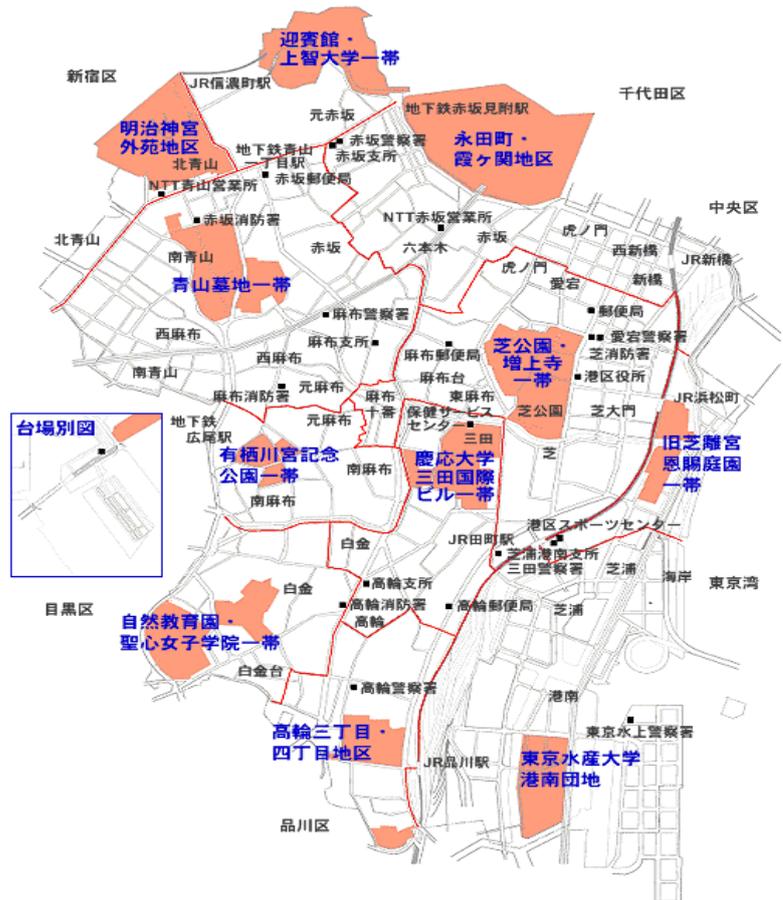
汐留サーノ保育園の避難場所

残留地区の場合の案内

- 1 一時的に避難する場所・・・ 汐留サーノ保育園園庭又は保育園内
- 2 津波の場合・・・汐留サーノ保育園の3階ホール
- 3 保育園に戻れず、長期滞在する場所・・・芝公園



港区広域避難場所
定義:火災等が発生した
ために避難する場所



利用者に対する保険・保障について

損保ジャパン日本興亜 保育園総合保険

汐留サーノ保育園では、在園する児童の不慮の災害に備えて、損保ジャパン日本興亜の保育園総合保険に加入しています。

保育園総合保険は、保育園の管理下および通園途上（登園・降園の両方）において園児が災害にあった場合、法律上の損害賠償責任の有無に関係なく保険金を支払う制度です。怪我だけでなく、熱中症、特定感染症、細菌性およびウィルス性食中毒、地震・噴火・津波における罹災も保障します。

汐留サーノ保育園では、全園児が加入し、保険料については、全額施設が負担します。

保育園の管理下で負傷等の災害にあわれたら

受診をするときは

保育園の管理下で、災害にあわれた時には、すぐに保護者の方に連絡します。受診の際は、検査や治療について保護者の方の承諾が必要となりますので可能な限り同伴をお願い致します。緊急の場合や保護者の方の同伴が困難な場合は、園長又は職員が対応します。

治療費の支払いについて

「保育園総合保険」を適応した場合は、一時的に受診した病院へ保護者の方に支払っていただきます。支払って頂いた治療費は、手続き終了後に支給されます。

請求の手続きについて

給付条件に該当した場合は、後に損保ジャパン日本興亜より保護者の方へ書類が送付されます。手続き終了後、審査の上、給付金額が決定しましたら保険会社から保護者の方に治療費をお支払いします。*医療機関によっては申請書類の作成時に文書料がかかります。それは給付金の対象とはなりませんので、保護者の方に負担していただきます。

給付金の対象とならないもの

- ・ 衛生材料
- ・ 差額ベッド代
- ・ 付添看護料
- ・ 診断書等の文書料
- ・ 保険の適用外の治療
- ・ その他

給付制度に関するご不明な点は、園の担当者(中畷 春希)にお問い合わせください。

